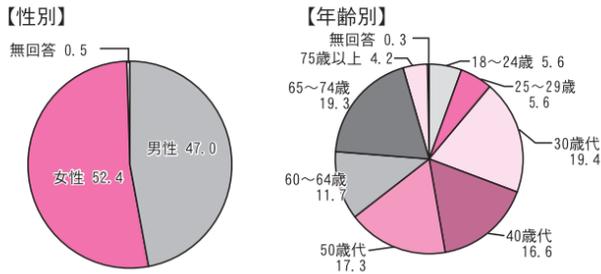


市政アンケート調査結果まとまる

◆回答者(1484人)の内訳(%) ※割合は、小数点以下第2位を四捨五入で算出



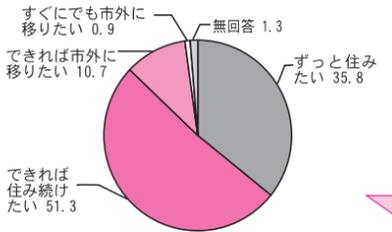
回答は、性別・年代別・地域別(市内を10の地域に区分)などによる集計を行い分析しました。主な設問と回答は左グラフのとおりです。

市では、2年に1回、市民の皆さんが市政に対してどのような関心を持っているかを把握するための調査を実施しています。このたび、昨年6月に実施した「市政アンケート調査」の集計結果がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

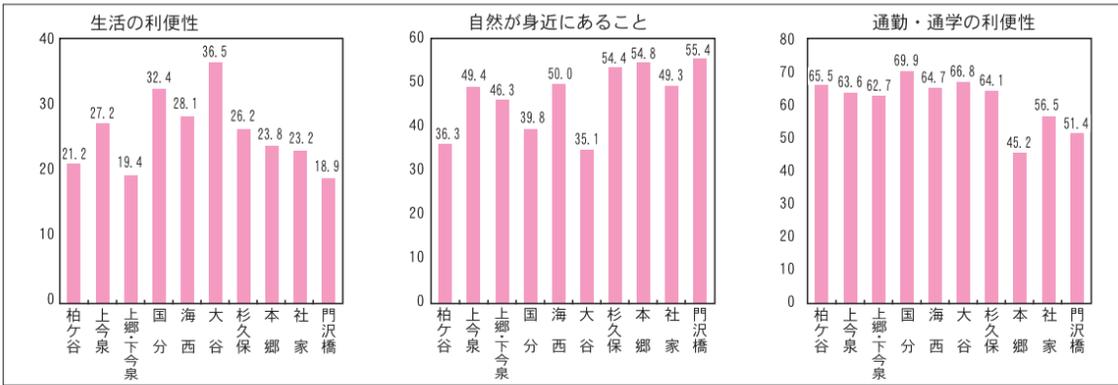
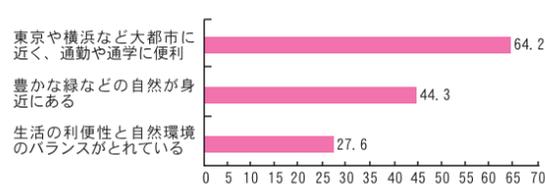
今回の調査は、無作為に抽出した市内在住の18歳以上の方2000人と、市政コメンテーター175人に、分野・35の設問について、郵送およびインターネットを利用した方式で行い、回収率は68・2%(1484人)でした。

◆市政アンケート調査 主な質問と回答 (棒グラフはいずれも上位3位まで表示)

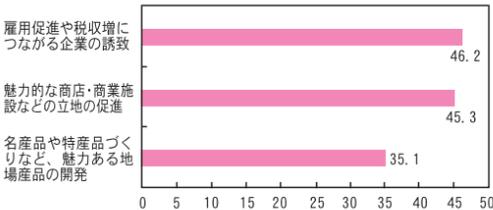
問 あなたは、これからも海老名市に住みたいと思いますか。



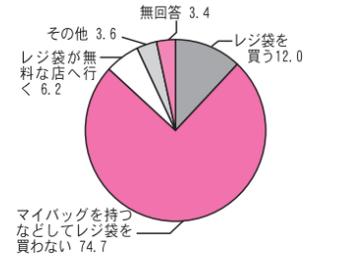
問 あなたは、海老名市のどのようなところに強い魅力を感じますか。(3つまで選択)



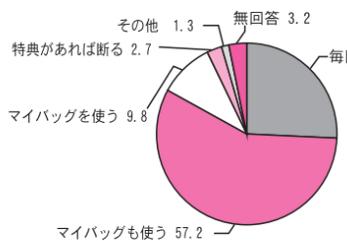
問 まちの発展と地域経済の活性化として、どのような取り組みが大切であると思いますか。(2つまで選択)



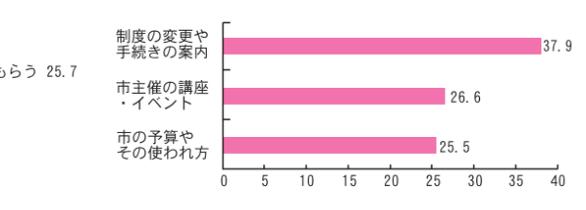
問 レジ袋が有料(仮に5円)になった場合どうしますか。(1つ選択)



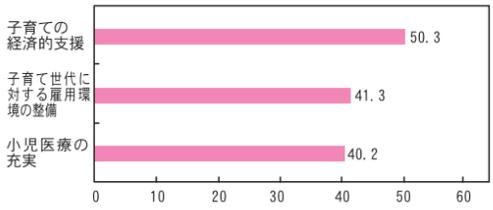
問 市では、廃棄物の発生抑制を推進するため、簡易包装やレジ袋の削減及びマイバッグ持参を呼びかけています。あなたは、買い物の際にレジ袋をもらいますか。(1つ選択)



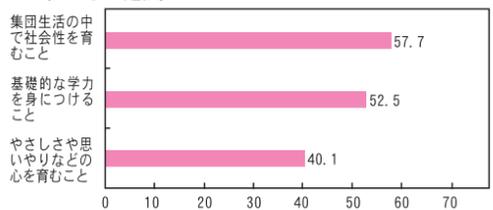
問 広報えびな、議会だより、市のホームページにどのような記事(内容)を掲載してほしいと思いますか。(3つまで選択)



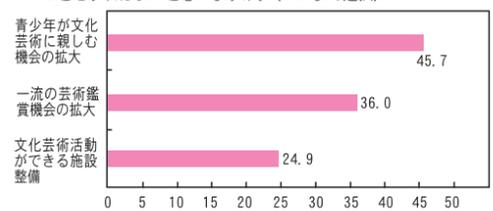
問 あなたが海老名市の少子化対策として、取り組んで欲しいものをお答えください。(3つまで選択)



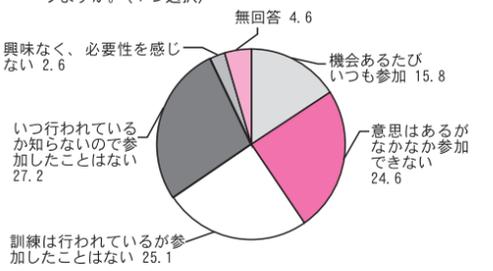
問 あなたが小中学校の教育に期待すること。(2つまで選択)



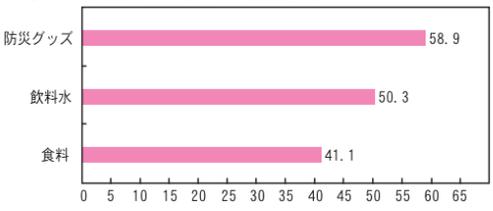
問 あなたは海老名市の文化芸術を振興するために、どのようなことをすればよいと思いますか。(2つまで選択)



問 あなたは、お住いの地域の防災訓練に参加したことがありますか。(1つ選択)



問 あなたは、大規模災害に対する備えを何か準備していますか。(いくつでも選択)



自然緑地保全区域等指定制度

制度	自然緑地保全区域	自然緑地保存樹木
対象	区域内の樹木が健全で、区域の面積が500㎡以上あること	幹回り(地上から1.5mの高さ)が1.5m以上、高さが3m以上あり、健全で美観にすぐれている樹木
指定期間	5年間(所有者等の同意により、指定の更新もできます)	
奨励金額(年額)	固定資産税および都市計画税に相当する額に、100㎡あたり1,500円を加算した額	樹木1本につき4,000円 並木の場合は、1本につき1,000円

生垣設置等奨励制度

制度	生垣設置	保存生垣
対象となる生垣	①住宅用地で公道等(幅員4m以上で公衆の用に供される私道を含む)に接する生垣の長さの合計が3m以上であること=図1参照 ②樹高90cm以上で、植栽本数は1mにつき2本以上を原則とする ③樹木の種類は、市長が推奨するもので、健全であること。ただし、イブキ類、ハイビャクシン類を除く(果樹などへの病害虫被害防止のため) ④生垣の土台の高さは、宅地面から65cm以下であること=図2参照	②から④までの要件を満たすもので、生垣を設置後5年以上経過し、樹木が健全で美観的に優れていること。ただし、住宅用地で公道等(幅員4m以上で公衆の用に供される私道を含む)に接する生垣の長さの合計が5m以上であること=図3参照
奨励金額	生垣の長さ1mにつき5,000円(端数は切り捨て)。当該年度中、同一敷地内における最高限度額は150,000円	1mにつき400円(端数は切り捨て)。年度途中で指定を受けた場合で指定期間が6カ月未満の場合は、2分の1の金額となります
手続き方法等	生垣を設置する前に公園緑地課へ申請してください	①公園緑地課へ申請してください ②指定期間は5年。ただし、必要に応じ指定期間を1回更新することができます(最長10年の奨励)

図1(生垣設置の例) 合計で3m以上

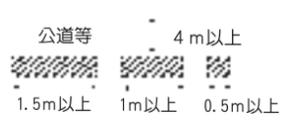


図3(保存生垣の例) 合計5m以上

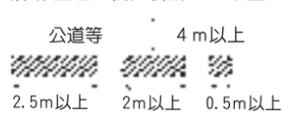
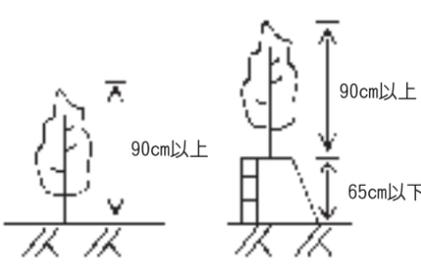


図2 樹木の高さは90cm以上、土台は65cm以下



樹林地・生垣に奨励金

～緑化奨励制度のお知らせ～

市では、緑豊かな住み良いまちづくりを進めるため、次のとおり緑化奨励制度を設けています。皆さんもこの制度を活用し、緑化推進にご協力をお願いします。

【自然緑地保全区域】
樹木が健全で、区域内の面積が500平方メートル以上の樹林地を、自然緑地保全区域として指定し、所有者等に奨励金を交付していただきます。

【自然緑地保存樹木】
幹回りが1.5メートル以上など一定の条件を満たす樹木を、自然緑地保存樹木として指定し、所有者等に奨励金を交付していただきます。

【生垣設置】
住宅地に新たに生垣を設置または植え替えをする方で、一定の条件を満たす場合、所有者等に奨励金を交付していただきます。

既存の生垣で、樹種等一定の条件を満たすものを保存生垣として指定し、所有者等に奨励金を交付していただきます。

※指定の基準などは左表参照。

公園緑地課(☎235・9488)。